

平成26年11月25日  
清武総合支所企画総務課

## 宮崎市清武文化会館の指定管理者候補者の選定について

宮崎市清武文化会館の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成26年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

### 1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体等の名称

(一般財団法人)清武町文化会館

(2) 代表者名

理事長 小八重 武

(3) 主たる事務所の所在地

宮崎市清武町西新町6番地5

(4) 設立年月日

平成10年4月21日

(5) 設立目的

清武町文化会館を拠点として、芸術文化等多様な文化活動を促進し、個性豊かな地域文化の創造に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

①文化事業の企画及び実施

②宮崎市が行う各種事業の受託及び協力

③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

④宮崎市清武文化会館の管理運営

⑤その他目的を達成するために必要な事業

(7) 資本金又は基本財産

30,000千円

(8) 従業員数

正職員1人 嘱託職員6人 臨時職員3人 計 10人

## 2. 指定期間（予定）

平成 27 年 3 月 23 日から平成 32 年 3 月 31 日まで（5 年 9 日間）

## 3. 施設及び業務の概要

### (1) 施設概要

①施設名 宮崎市清武文化会館

②所在地 宮崎市清武町西新町 6 番地 5

### ③施設規模等

敷地面積 7, 039. 60 m<sup>2</sup>

建築面積 4, 514. 905 m<sup>2</sup> 鉄筋コンクリート造(地上 3 階)

延床面積 6 270. 156 m<sup>2</sup>

半九ホール・小ホール・会議室・研修室・和室・図書室・ホワイエ・  
ギャラリー

### (2) 業務概要

①芸術及び文化の振興に関すること

②文化、創造、表現活動その他文化的な各種行事の機会の提供に関すること

③図書及びその他の図書資料の収集及び管理に関すること

④宮崎市長が必要と認める事業

⑤宮崎市清武文化会館の利用の許可及び利用料金に関する業務

⑥宮崎市清武文化会館の施設及び附属設備及び備品の維持管理に関する業務

⑦その他、宮崎市清武文化会館の管理に関する規則第 1 条に規定する趣旨を達成するために必要な業務

### (3) 現在の管理方法

指定管理者（一般財団法人）清武町文化会館

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 22 日まで

## 4. 事業計画の概要

### (1) 市民及び施設利用者の平等な利用の確保について

・芸術文化の拠点施設としての趣旨に沿い、地域の芸術・文化の鑑賞、体験を通じて生きがいづくりに寄与するとともに、すべての住民に開かれた地域密着型の多機能文化施設としての機能をさらに高めていく。

・公益的な施設であることを常に自覚し、利用者が気軽に利用できる管理運営に努める。

・受付時、利用時に平等さが損なわれないよう職員研修(教育)を徹底する。

・利用者ニーズを把握するために意見箱の設置等を実施し、寄せられた要望・意見・苦情等の内容を確認し、改善方法や対応策を検討した上で、誠意ある対応を行う。

- ・地域の文化活動団体等との連携を図る。
  - ・宮崎市と緊密な連携を取り、指定管理者として判断が難しい事例や問題が発生した場合には、宮崎市所管課に報告するとともに、対応策等について相談し、速やかな解決を目指す。
  - ・宮崎市の主催又は共催及び後援事業については、受付等を柔軟に対応するなど緊密な連携を図るとともに、減免規定に基づき使用料の減免を図るなど、最大限の便宜を図る体制を整える。
- (2)利用者サービスの向上、利用促進についての考え方等について
- ・市民及び利用者が来館しやすいような環境を整える。
  - ・次代を担う地元学生の支援ために、利用料金の減免等を行い、利用拡大・利用促進を図ることにより、地元の大学との協調関係を維持発展させる。
  - ・利用者サービスの向上、利用者拡大への取り組みを積極的に実施する。
  - ・利用者に分かりやすく利用しやすいホームページの充実を図る。
  - ・開館時間については、午前8時30分から午後10時とする。
- (3)施設の管理に係る経費の縮減について
- ・施設運営に関し、安易且つ単純な人件費削減ではなく、真に必要な経費を精選し、経費縮減(コストダウン)を図る。
  - ・職員の適材適所の配置、相互協力により、スタッフで実施可能な業務は現有スタッフで行い、専門業者に委託する場合であっても適切なコストダウンを図る。
- (4)事業計画を着実に実施するための管理運営能力について
- ・人員配置を適切に行う。
  - ・多種多様な文化芸術活動、創造活動、表現活動に適宜適切に対応できるよう職員研修や職員会議を行い、職員の質の向上を図る。
  - ・職員のさらなる能力向上及び市民目線に立った意識向上を図る職員研修を実施する。
- (5)安全管理の状況(安心・安全面の考え方)
- ・利用者の安全・安心を確保するため、日頃から職員の安全管理意識の向上を図る。
  - ・日常点検及び修理、報告を行うとともに、避難誘導訓練を定期的実施する。
  - ・学校や地域住民及び関係機関との連携を図り、情報の共有など組織的に対応する。
- (6)労働福祉の状況
- ・現在雇用の職員については、必要に応じ継続雇用を行う。
  - ・財団の掲げる基本方針を理解し、実践できる人材で、財団が望むスキルを有する者かつ相互の条件が合えば優先的な雇用を考える。

### (7) 環境保護及び福祉政策の取組状況

- ・ 廃棄物の減量・分別収集・リサイクルを心がけていく。
- ・ 省エネルギーを推進するためのマニュアルを設定し節電・節水に努めるが、杓子定規な対応ではなく、利用者の利便性、意見等を考慮して、臨機応変に対応する。
- ・ 障がい者や高齢者に配慮した企画や助成を積極的に行う。

## 5. 収支計画の概要

### ■ 収入

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	5ヶ年計
指定管理料	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000	340,000
利用料金	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	67,500
その他	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	33,000
収入合計	88,100	88,100	88,100	88,100	88,100	440,500

### ■ 支出

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	5ヶ年計
人件費	23,200	23,200	23,200	23,200	23,200	116,000
維持管理費	27,900	27,900	27,900	27,900	27,900	139,500
委託料	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	135,000
公演委託料	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
支出合計	88,100	88,100	88,100	88,100	88,100	440,500

・ 指定管理料の削減 平成26年度実績比4,000千円(5.6%)削減

・ 利用料金収入の増加 平成26年度予算比500千円(3.8%)増加

※合併特例期間終了後の平成26年度残期間(平成27年3月23日～31日)の指定管理者候補者の指定管理料(提案)額は、0円。

※上記の収支計画は、あくまで指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、最終的な収支計画(指定管理料を含む。)は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

## 6. 選定結果の概要

### (1) 公募の概況

#### ① 応募団体

1 団体 (一般財団法人)清武町文化会館

②募集日程等

要項及び申請書類様式の配布	平成 26 年 7 月 25 日～8 月 29 日
申請書類の受付【事前申請】	平成 26 年 8 月 11 日～29 日
〃 【本申請】	平成 26 年 9 月 3 日～29 日
質問書の受付【第一次】	平成 26 年 8 月 11 日～15 日
〃 【第二次】	平成 26 年 9 月 3 日～5 日
質問書の回答【第一次】	平成 26 年 8 月 22 日
〃 【第二次】	平成 26 年 9 月 12 日
現地説明会	平成 26 年 8 月 6 日
書類審査等	平成 26 年 8 月 29 日～10 月 14 日
第 1 回選定委員会	平成 26 年 7 月 15 日
第 2 回選定委員会	平成 26 年 10 月 15 日
(プレゼンテーション及びヒアリングの実施・審査)	

(2)宮崎市清武文化会館指定管理者候補者選定委員会

(敬称略)

	役 職 等
会 長	清武町合併特例区事務局長(清武総合支所長)
委 員	宮崎大学教育文化学部准教授(市民委員)
〃	清武町文化協会役員(市民委員)
〃	税理士(市民委員)
〃	清武町合併特例区地域づくり班班長
〃	清武町合併特例区地域振興班班長

(3)選定の概況

ア選定理由

宮崎市清武文化会館指定管理者候補者選定委員会において、申請者からの応募書類及びプレゼンテーション、ヒアリングをもとに、「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」で定める次の基準に準じて、総合的に審査を行った。

- ①事業計画に基づく当該施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること
- ②事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること
- ③事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること
- ④事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているもの

であること

⑤災害時及び不審人物の対応など、危機管理、安全管理の徹底及び安全・安心の確保の状況

⑥労働福祉の充実の状況

⑦環境保護及び福祉政策の取組状況

その結果、経費に関する縮減は、4,000千円減(5.6%減)であったが、これまでの実績及び自主事業の積極的な展開や地域と密着した活動などの豊富な事業の実施により、利用者へのサービスの向上、利用者拡大が見込まれること、また、適宜的確な職員研修の実施により、これまで以上に高いレベルの利用者及び市民サービスの提供、利用者への接遇の向上が期待できること、さらに、旧清武町が出資した基本財産により指定管理期間中の安定的な運営を行えるだけの財務基盤を持つこと及び地域性等を総合的に勘案し、(一財)清武町文化会館が、当該選定基準に適合していると認められたため、当該団体を指定管理者候補者に選定した。

#### イ 審査結果一覧

審査項目	配点	採点合計	採点結果
市民の平等な利用を確保するものであること	20	120	85
施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること	20	120	88
施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること	10	60	43
管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること	25	150	109
安全管理の状況	10	60	42
労働福祉の状況	10	60	44
環境保護及び福祉政策の取組状況	5	30	22
合 計	100	600	433
【参考】指定管理料提案額(年額)	68,000 千円		